

環境モニタリングの細目規定(案)

(環境モニタリングの実施等)

事業団は、放流水等の水質検査等の環境モニタリングを別表1から別表9までに定めるとおり実施し、その結果を定期的に北杜市に報告するものとする。

2 事業団は、前項の調査結果に異状を認めたときは、直ちに山梨県及び北杜市に通報するとともに、原因を究明して必要な措置を講ずるものとする。

別表1 浸出水の水質検査

測定場所: 浸出水処理施設流入口

検査項目及び測定回数

(測定回数: 回/年)

検査項目	法定測定回数 (廃止基準)	測定回数
	浸出水	浸出水処理 施設流入口
1 カドミウム及びその化合物	2	2
2 シアン化合物	2	2
3 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	2	2
4 鉛及びその化合物	2	2
5 六価クロム化合物	2	2
6 ひ素及びその化合物	2	2
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	2	2
8 アルキル水銀化合物	2	2
9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	2	2
10 トリクロロエチレン	2	2
11 テトラクロロエチレン	2	2
12 ジクロロメタン	2	2
13 四塩化炭素	2	2
14 1・2-ジクロロエタン	2	2
15 1・1-ジクロロエチレン	2	2
16 シス-1・2-ジクロロエチレン	2	2
17 1・1・1-トリクロロエタン	2	2
18 1・1・2-トリクロロエタン	2	2
19 1・3-ジクロロプロペン	2	2
20 チウラム	2	2
21 シマジン	2	2
22 チオベンカルブ	2	2
23 ベンゼン	2	2
24 セレン及びその化合物	2	2
25 ふっ素及びその化合物	2	2
26 ほう素及びその化合物	2	2
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2	2
28 水素イオン濃度(pH)	4	4
29 生物化学的酸素要求量(BOD)	4	4
30 浮遊物質(SS)	4	4
31 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	2	2
32 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	2	2
33 フェノール類含有量	2	2
34 銅含有量	2	2
35 亜鉛含有量	2	2
36 溶解性鉄含有量	2	2
37 溶解性マンガン含有量	2	2
38 クロム含有量	2	2
39 大腸菌群数	2	2
40 ダイオキシン類	2	2
41 化学的酸素要求量(COD)		4
42 アンモニア態窒素		4

別表2 浸出水処理施設放流水の水質検査

測定場所:放流水排水口

検査項目及び測定回数

(測定回数:回/年)

	検査項目	単位	水質基準	法定測定回数	測定回数
1	カドミウム及びその化合物	mg/l	検出されないこと	1	4
2	シアン化合物	mg/l	検出されないこと	1	4
3	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	mg/l	検出されないこと	1	4
4	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	1	4
5	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	1	4
6	ひ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	1	4
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005以下	1	4
8	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	1	4
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	1	4
10	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	1	4
11	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	1	4
12	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	1	4
13	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	1	4
14	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	1	4
15	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下	1	4
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	1	4
17	1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下	1	4
18	1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	1	4
19	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	1	4
20	チウラム	mg/l	0.006以下	1	4
21	シマジン	mg/l	0.003以下	1	4
22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	1	4
23	ベンゼン	mg/l	0.01以下	1	4
24	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	1	4
25	ふっ素及びその化合物	mg/l	1以下	1	4
26	ほう素及びその化合物	mg/l	1以下	1	4
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	10以下	1	4
28	水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5	12	12・連続測定
29	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10以下[7.5]	12	12
30	浮遊物質(SS)	mg/l	10以下	12	12
31	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	0.5以下	1	4
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	3以下	1	4
33	フェノール類含有量	mg/l	0.5以下	1	4
34	銅含有量	mg/l	0.3以下	1	4
35	亜鉛含有量	mg/l	0.5以下	1	4
36	溶解性鉄含有量	mg/l	1以下	1	4
37	溶解性マンガン含有量	mg/l	1以下	1	4
38	クロム含有量	mg/l	0.2以下	1	4
39	大腸菌群数	個/cm ³	300以下	1	4
40	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下[0.1]	1	4
41	化学的酸素要求量(COD)(UV測定)	mg/l			連続測定
42	化学的酸素要求量(COD)	mg/l			12

別表3 放流先河川の水質検査

測定場所:別表6の湯沢川上流①及び下流②の地点

検査項目及び測定回数

(測定回数:回/年)

	検査項目	単位	環境基準	測定回数
1	カドミウム	mg/l	0.01以下	2
2	全シアン	mg/l	検出されないこと	2
3	鉛	mg/l	0.01以下	2
4	六価クロム	mg/l	0.05以下	2
5	ヒ素	mg/l	0.01以下	2
6	総水銀	mg/l	0.0005以下	2
7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	2
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	2
9	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	2
10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	2
11	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	2
12	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	2
13	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	2
14	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下	2
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	2
16	1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	2
17	1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	2
18	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	2
19	チウラム	mg/l	0.006以下	2
20	シマジン	mg/l	0.003以下	2
21	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	2
22	ベンゼン	mg/l	0.01以下	2
23	セレン	mg/l	0.01以下	2
24	ふっ素	mg/l	0.8以下	2
25	ほう素	mg/l	1以下	2
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	2
27	水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5	2
28	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l		2
29	浮遊物質(SS)	mg/l		2
30	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	mg/l	—	2
31	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	mg/l	—	2
32	フェノール類	mg/l	—	2
33	銅	mg/l	—	2
34	全亜鉛	mg/l	—	2
35	溶解性鉄	mg/l	—	2
36	溶解性マンガン	mg/l	—	2
37	全クロム	mg/l	—	2
38	大腸菌群数	個/cm ³		2
39	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	2
40	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	2
41	窒素含有量	mg/l	—	2
42	りん含有量	mg/l	—	2

別表4 処分場地下水の水質検査

測定場所:別表6の①②-1、2の観測井、③の地下水集排水管マンホール

検査項目及び測定回数

(測定回数:回/年)

検査項目	単位	環境基準	法定測定回数	測定回数	
			(①②又は③)	① ②-1,2	③
1 カドミウム	mg/l	0.01以下	1	2	2
2 全シアン	mg/l	検出されないこと	1	2	2
3 鉛	mg/l	0.01以下	1	2	2
4 六価クロム	mg/l	0.05以下	1	2	2
5 ひ素	mg/l	0.01以下	1	2	2
6 総水銀	mg/l	0.0005以下	1	2	2
7 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	1	2	2
8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	1	2	2
9 トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	1	2	2
10 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	1	2	2
11 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	1	2	2
12 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	1	2	2
13 1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	1	2	2
14 1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下	1	2	2
15 シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	1	2	2
16 1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	1	2	2
17 1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	1	2	2
18 1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	1	2	2
19 チウラム	mg/l	0.006以下	1	2	2
20 シマジン	mg/l	0.003以下	1	2	2
21 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	1	2	2
22 ベンゼン	mg/l	0.01以下	1	2	2
23 セレン	mg/l	0.01以下	1	2	2
24 ふっ素	mg/l	0.8以下		2	2
25 ほう素	mg/l	1以下		2	2
26 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下		2	2
27 水素イオン濃度(pH)	—			12	連続測定
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1	2	2
29 電気伝導率	μ S/cm		12	12	連続測定
30 塩化物イオン	mg/l		埋立開始前に1回	2	2

別表5 地下水水質検査

測定場所:別表6の①②③④⑤⑥の井戸

検査項目及び測定回数

(測定回数:回/年)

	検査項目	単位	環境基準	測定回数
1	カドミウム	mg/l	0.01以下	1
2	全シアン	mg/l	検出されないこと	1
3	鉛	mg/l	0.01以下	1
4	六価クロム	mg/l	0.05以下	1
5	ヒ素	mg/l	0.01以下	1
6	総水銀	mg/l	0.0005以下	1
7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	1
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	1
9	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	1
10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	1
11	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	1
12	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	1
13	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	1
14	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下	1
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	1
16	1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	1
17	1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	1
18	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	1
19	チウラム	mg/l	0.006以下	1
20	シマジン	mg/l	0.003以下	1
21	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	1
22	ベンゼン	mg/l	0.01以下	1
23	セレン	mg/l	0.01以下	1
24	ふっ素	mg/l	0.8以下	1
25	ほう素	mg/l	1以下	1
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	1
27	水素イオン濃度(pH)			1
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1
29	電気伝導率	μS/cm		1

別表7 騒音及び振動の測定

測定場所: 処分場敷地境界1箇所

(測定回数: 回/年)

項目	測定回数
騒音レベル	1
振動レベル	1

別表8 発生ガスの測定

測定場所: 処分場内発生ガス処理設備(縦型集排水管)

項目及び測定回数

(測定回数: 回/年)

項目	測定回数
メタン	2
二酸化炭素	2
硫化水素	2
アンモニア	2

別表9 悪臭の測定

測定場所: 処分場敷地境界1箇所

測定回数

(測定回数: 回/年)

項目	測定回数
臭気指数	2

別表6 放流先河川等の測定地点

放流先河川 (湯沢川 2地点)	①開拓道路(村道8号線)交差点上流部 ②村道1号線交差点(香取橋)上流部
処分場地下水観測井 (4観測井)	①処分場上流観測井 ②-1処分場下流(広域農道脇)観測井 ②-2処分場下流(左岸)観測井 ③地下水集排水管マンホール
地下水井戸 (6井戸)	①旧水道水源井戸 ②簡易水道浅尾原水源深井戸 ③簡易水道中込水源深井戸 ④浅尾原地区民有井戸 ⑤上神取地区民有井戸 ⑥上神取地区民有井戸